

プロフェッショナル人材確保事業費補助金

プロフェッショナル人材を受け入れる県内の事業所が負担する経費の一部を県が補助します。ぜひ活用ください！



◆令和7年度補助金の概要◆

補助事業者	以下の要件を全て満たす個人事業者又は法人 (1) 県内に事業所を有すること (2) プロフェッショナル人材を県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させること (3) 岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報シートを提出し、受付けがなされていること (4) 県税に係る未納の徴収金がないこと (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと (6) 暴力団、あるいは暴力団員が関与している者でないこと	
補助事業	(1) プロフェッショナル人材獲得事業	(2) 副業・兼業人材活用事業
補助対象経費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ※過去にこの区分の補助金の交付を受けている場合は、申請できません。	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○旅費(補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の移動に要する交通費及び宿泊費) ※同一の人材に係る補助金の交付は、人材紹介手数料にあつては1回、旅費にあつては3回が限度
	※いずれの場合も、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点からの取りつなぎに基づく登録人材紹介事業者の利用に係るものに限り、 ※対象となる経費の支払いを完了した上で、事業完了日から30日を経過した日、又は当年度の3月10日のいずれか早い日までに事業の実績報告書を提出ください。(厳守) ※対象となるのは補助事業ごとに、1事業者あたり1名分に限り、	
補助上限額	(1) プロフェッショナル人材獲得事業 50万円/人	(2) 副業・兼業人材活用事業 20万円/人
補助率	補助対象経費の1/2以内	
申請受付期間	令和8年2月27日(金)まで ※原則、プロフェッショナル人材の従事開始5日前までに申請書を提出してください。	
申請書類	岐阜県のホームページ(※)に掲載の提出書類様式に所定の事項を記載のうえ、添付書類と合わせて、岐阜県商工労働部産業人材課あて提出してください。 ※ホームページURL: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16850.html (「岐阜県 プロフェッショナル人材 補助金」で検索)	

プロフェッショナル人材とは以下に掲げる要件を全て満たす人材のことをいいます。

- (1) 県外の事業所において、10年以上の実務経験を有し、かつ、受入事業所において新たな商品又はサービスの開発、その販売先の開拓、個々のサービスの生産性向上など事業創出力の強化に繋がるような知識又は技能を有していること。
- (2) 直近の勤務先において県外の事業所で勤務しており、補助事業者との雇用契約に基づき、当該補助事業者の県内の受入事業所で勤務すること又は副業・兼業人材として補助事業者の課題解決に資する業務に従事すること。

岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点とは

県内中小企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の活用による経営革新の実現を促すとともに、県外のプロフェッショナル人材の県内への還流を促進し、地域経済の成長力を高めることを目的として県が設置した拠点をいいます。

【注意事項】

以下のいずれかに該当する場合は、補助金は交付されません。

- (1) この補助金の補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等を受けている場合
- (2) プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、プロフェッショナル人材を雇用した日から起算して1年を経過する日以前に解雇した場合又は県外の事業所に配置転換をした場合(既に補助金の交付を受けている場合は返還となります。)
- (3) **プロフェッショナル人材獲得事業を実施する場合において、過去にこの要綱の規定による同事業の補助金の交付を受けている場合**
- (4) 同一企業内(会社法上の親会社、子会社関係にあるものを含む)における、県外事業所から県内事業所への異動等と認められる場合